

浄化槽 協会だより

2026.3

快適な生活と美しい環境をつくる



公益社団法人 長野県浄化槽協会
Nagano Johkasou Association

目 次

■ あいさつ	
会長挨拶	
公益社団法人長野県浄化槽協会 会長 西 澤 正 隆 ……………	1
浄化槽の整備と適正な維持管理に向けて	
長野県環境部水道・生活排水課 課長 山 崎 隆 雄 ……………	2
■ 長野県の生活排水対策 ……………	3
■ 令和8年度浄化槽整備推進関係予算（案）の概要 ……………	4
■ 令和6年度法定検査実施状況 ……………	6
■ 浄化槽法第11条検査結果（令和6年度・令和7年12月末）による 清掃実施時期の状況 ……………	7
■ 法定検査の現場から～「不適正」事例の紹介 ……………	8
浄化槽システムの脱炭素化推進事業の活用事例	
■ 令和7年度事業実施・会議等報告 ……………	9
■ 令和7年度浄化槽管理士研修会の開催結果概要 ……………	10
■ 令和7年度浄化槽施工・維持管理講習会の開催結果概要 ……………	11
令和7年度環境大臣表彰・（公社）長野県浄化槽協会会長表彰受賞者	
■ 公益社団法人長野県浄化槽協会役員等名簿 ……………	12
■ 編集後記	

会長表彰候補者推薦を募集しています。

専門部会会員で、下記に該当する方の推薦を募集します。

【表彰の基準】

会員のうち、浄化槽の施工、保守点検又は清掃を概ね20年以上業とし、かつ、本会入会后（専門部会を含む）10年以上経過し、浄化槽の適正な施工又は保守点検若しくは清掃業務に顕著な功績があった者で、他の模範として表彰に足るもの。

【手 続 き】

- ① 推薦希望の者は、事務局へ提出書類を請求（協会HPにも掲載）
- ② 提出書類に記入し、令和8年4月10日（金）までに事務局へ提出
- ③ 5月中旬頃、被表彰者に通知送付
- ④ 令和8年6月15日（月）定時総会にて表彰状授与

会 長 挨拶



公益社団法人 長野県浄化槽協会

会長 西澤 正隆

会員の皆様おかれましては、平素より当協会の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、県民の快適な生活に欠かすことのできない浄化槽関連業務に日夜携わっておられることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

現在、污水处理システムの老朽化や人口減少など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。污水处理の中心として進められてきた下水道システムは、財政的負担や老朽化による更新等の問題が生じ、全国の自治体の中には集落排水施設から個別の合併処理浄化槽への転換や従来の污水处理施設整備構想を改定し、下水道区域の見直しを行う等の動きが見られるように、財政面等からも分散型処理施設である浄化槽の果たす役割が大きくなっています。

しかしながら、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の確保等の課題もあります。

国では、令和6年11月に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」及び「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」に関しての基本的方向性と具体的措置を内容とする浄化槽法施行状況点検検討会による報告書がとりまとめられ、特定既存単独処理浄化槽の判断基準の明確化、指導・助言マニュアルの作成、また、単独処理浄化槽解消・防災力強化・維持管理の効率化等を目的とした予算面でも充実が図られています。

長野県内の状況の状況をみますと、令和6年度末の法定検査受検率は77.4%、保守点検実施率は83.0%といずれも全国平均を上回っていますが、清掃実施率は29.6%と全国平均の64.4%を大きく下回っていることから、浄化槽の適正管理を促進するためにも、県や関係機関等と連携し、清掃実施率向上に向け粘り強く取り組む必要があります。引き続き、保守点検業者や清掃業者を対象とした講習会等を通じ、浄化槽に関わる業界全体の清掃実施率向上に向けた気運を高めるとともに、浄化槽管理者と直接関わる機会となる法定検査を通じ、清掃実施について浄化槽管理者に周知してまいります。

また、浄化槽法改正に向けた動きもあり、その動きに適正に対応できるよう準備を進めておく必要がありますが、その基本は浄化槽台帳の整備と考えております。引き続き、県及び市町村等と情報を共有しつつ確実な浄化槽台帳整備となるよう取組んでまいります。

なお、法定検査受検率のさらなる向上を目指すには、法定検査に理解を示さない者への対応も必要です。今後も、県や長野市、松本市に浄化槽法に基づく対応をしていただくよう依頼してまいります。

当協会といたしましては、今後の社会経済動向を見据えながら、健全な運営を行うとともに、会員の皆様と一緒に、浄化槽の適正な施工・保守点検・清掃、法定検査及び設置者組合による自主的な適正管理の普及など様々な分野を通じ、長野県の公衆衛生の向上と水環境の保全に努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

浄化槽の整備と適正な維持管理に向けて



長野県環境部水道・生活排水課

課長 山崎 隆雄

公益社団法人長野県浄化槽協会の会員の皆様におかれましては、浄化槽の適正な施工や維持管理を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上のため、日々御尽力をいただいておりますことに深く敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

長野県は8つの水系の最上流に位置しており、県民の皆様の水環境への意識も高く、計画的かつ効率的な生活排水施設の整備を進めてまいりました。その結果、令和6年度末の汚水処理人口普及率は98.4%、全国第7位となっております。このうち、合併処理浄化槽による普及率は5.7%を占めており、約11万3千人の県民の皆様が利用している状況です。

一方で、生活排水事業は人口減少に伴う使用料収入の減少、処理施設や管路等の老朽化、耐震化への対応や気候変動に伴う浸水被害を想定した耐水化対策、温暖化対策の推進など様々な課題に直面しております。こうした課題に対応し、生活排水事業を将来にわたって安定的に維持するため、県では令和5年3月に「長野県生活排水処理構想（2022改定版）」を策定し、市町村と連携した取組を進めているところです。本構想では、下水道等による集合処理が効率的ではない地域においては、浄化槽による個別処理への転換も有力な選択肢として、持続可能な汚水処理方法の検討を行うこととしております。

浄化槽の整備促進にあたっては、法定検査の受検及び維持管理を適切に実施することが重要となります。環境省で実施しております法定検査受検率、保守点検及び清掃の実施率の全国調査の速報値では、令和6年度末の本県浄化槽の法定検査受検率は77.4%、保守点検実施率は83.0%といずれも全国平均を上回る状況である一方、清掃実施率については29.6%であり、全国最下位となる見込みです。

浄化槽の維持管理に関しましては、浄化槽の設置補助事業の交付要件に維持管理に係る契約書等の添付が必須となったことや、補助金によって整備される浄化槽の電子化台帳への記録等が追加されるなど、設置に係る補助事業の面においても、浄化槽の適正な維持管理実施に繋がるよう年々対応が強化されてきております。

浄化槽の維持管理を着実に実施するためには、正確な現状把握が必要となります。その土台となる浄化槽台帳の更新・充実を図るため、令和元年に引き続き、更なる浄化槽法改正の動きがあり、その中では維持管理業者から都道府県・市町村への維持管理情報のデジタル報告の義務化等も検討されております。県では浄化槽法改正の動きを注視しながら、浄化槽情報の把握方法について今後も模索してまいります。浄化槽維持管理事業者の皆様におかれましては、予め現在保有する情報の整備を実施するなど、維持管理情報の提供につきまして引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

長野県において水環境の保全は最も重要な施策の一つになります。県といたしましては、貴協会をはじめ、関係する皆様と連携しつつ、浄化槽の整備と適正な維持管理に取り組んでまいりますので、より一層の御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協会の更なる発展と、会員の皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げて挨拶といたします。

長野県の生活排水対策について

長野県環境部水道・生活排水課

I 汚水処理人口普及率の状況

長野県の令和6年度末の汚水処理人口普及率は98.4%となっています。小規模な自治体や中山間地域が多い本県が全国トップクラスへと整備できましたのは、県民の皆様の御理解と市町村・業界関係者の取組の成果であると考えています。今後も、豊かな自然環境を保全し、快適で暮らしやすいまちづくりのため、生活排水対策の取組みを進めてまいります。

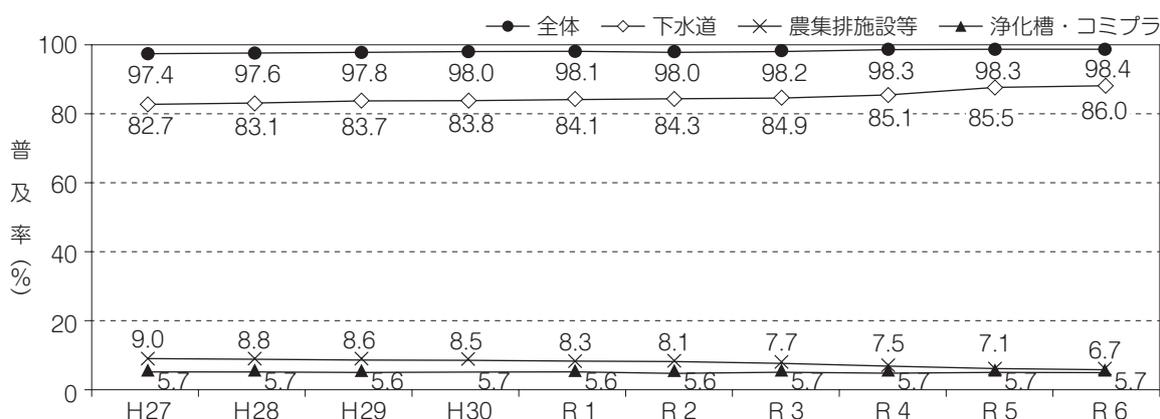


図1 汚水処理人口普及率の推移

II 浄化槽の整備・維持管理状況

令和6年度に設置された浄化槽は1,163基で、そのうち小型（10人槽以下）が1,081基（92.9%）でした。令和6年度末の総設置基数は86,220基で、そのうち合併処理浄化槽の割合は86%以上と全国第2位（R6見込み）の多さです。

浄化槽法第11条に基づく水質検査の受検率は年々上昇しており、75%を超える受検率となっています。保守点検の実施率は80%を超える一方、清掃の実施率は29.6%と低い状況にあり、浄化槽管理者への啓発・指導を継続して実施する必要があります。

表1 浄化槽設置基数及び維持管理の状況

年度	設置基数			新設基数		維持管理実施率		
	全数	単独	合併	全数	県補助数	11条検査	保守点検	清掃
R1	84,872	13,052	71,820	1,180	837	70.7%	—	—
R2	85,052	12,837	72,215	1,012	768	72.2%	—	—
R3	85,659	12,647	73,012	1,137	848	73.4%	—	—
R4	86,105	12,420	73,685	1,251	925	74.0%	81.0%	28.2%
R5	86,531	12,247	74,284	1,191	847	75.6%	81.1%	28.2%
R6	86,220	11,872	74,348	1,163	741	77.4%	83.0%	29.6%

※1 R6は速報値

※2 保守点検及び清掃の実施率はR5（R4実績）から調査開始

令和8年度 浄化槽整備推進関係予算（案）の概要

1 浄化槽整備推進のための国庫助成（循環型社会形成推進交付金等）

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

- 政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成（汚水処理人口普及率95%）を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援。
- 防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

■ 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）） ※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

【令和8年度予算額（案） 8,613百万円】

～単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、集合処理から浄化槽への転換等を支援～

《請負先／交付対象 地方公共団体》

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1／2）

- ・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業
- ・集合処理（下水道・農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1／2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

2 浄化槽整備推進のための国庫助成（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

- 2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への転換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援。
- 災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO₂型設備として補助）。

■ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

【令和8年度予算額（案） 1,800百万円】

～浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援～

《補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等》

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO₂削減を図る事業を支援。

- ① 既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
 - ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
 - ・改修によって当該機器のCO₂排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO₂排出量の削減を含む）。
- ② 既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
 - ・最新の省エネ技術による先進的省エネ浄化槽へ交換を要件とする。
 - ・交換によって既設浄化槽のCO₂排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO₂排出量の削減を含む）。

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択。
- ③ 中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
 - ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光設備・蓄電池等）の導入を支援する。

■ 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

【令和8年度予算額（案） 2,000百万円】

～災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援～

《補助対象 地方公共団体（P P A・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）》

公共施設等（※1）への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はP P A等に限る。

令和6年度 法定検査実施状況

1 総括表

令和7年3月31日現在

検査区分	令和6年度(基) (A)	令和5年度(基) (B)	増減(基) (A) - (B)	前年度比 (%)
7条検査	1,082	1,589	▲507	68.1%
11条検査	65,267	63,964	1,303	102.0%
合計	66,349	65,553	796	101.2%

2 検査センター支所別実施基数

※ 検査率は令和4年度末の浄化槽設置基数に対する割合

	地域振興局・中核市 支所・分室	実施基数(基)			合計
		7条検査	11条検査	※検査率	
地域振興局・中核市別	佐久	511	20,794	61.0%	21,305
	上田	47	3,129	84.4%	3,176
	諏訪	128	4,314	76.2%	4,442
	上伊那	73	4,915	90.3%	4,988
	南信州	114	9,089	88.9%	9,203
	木曾	20	3,017	94.6%	3,037
	松本	55	4,692	85.6%	4,747
	北アルプス	69	4,398	82.1%	4,467
	長野野	34	3,214	82.9%	3,248
	北信	9	1,622	82.2%	1,631
	長野市	14	3,491	82.4%	3,505
	松本市	8	2,592	89.9%	2,600
支所・分室別	東信支所	525	21,105	61.3%	21,630
	南信支所	315	18,318	85.9%	18,633
	諏訪分室	128	4,314	76.2%	4,442
	中信支所	152	14,699	87.0%	14,851
	木曾分室	20	3,017	94.6%	3,037
	北信支所	90	11,145	82.9%	11,235
合計	1,082	65,267	75.8%	66,349	

3 検査種類別・人槽別判定結果

(1) 7条検査

人槽区分	検査基数	判定結果					
		適正		おおむね適正		不適正	
～20人	1,035	667	64.4%	331	32.0%	37	3.6%
21～200人	44	30	68.2%	13	29.5%	1	2.3%
201人以上	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,082	700	64.7%	344	31.8%	38	3.5%

(2) 11条検査

人槽区分	検査基数	判定結果					
		適正		おおむね適正		不適正	
～20人	60,002	13,615	22.7%	42,502	70.8%	3,885	6.5%
21～200人	4,447	1,226	27.6%	2,880	64.8%	341	7.7%
201～500人	490	160	32.7%	299	61.0%	31	6.3%
501人以上	328	149	45.4%	173	52.7%	6	1.8%
計	65,267	15,150	23.2%	45,854	70.3%	4,263	6.5%

浄化槽法第11条検査結果（令和6年度・令和7年12月末） による清掃実施時期の状況

令和6年度の長野県の清掃実施率は、29.6%（速報値）と全国平均の64.4%を大きく下回っていることから、令和7年度より、浄化槽管理者に清掃実施への認識を高めていただこうと、法定検査で特に「過去3年間以上清掃の実施が確認できない場合」は、検査結果書の所見欄に従来の「法令で定められた年1回以上の清掃（汚泥等の引き出し及び、槽内の機器類の洗浄）が行われていませんでした。」に加え、「過去3年間清掃を行ったことが確認できませんでした。」と記載することとしました。その結果、協会事務局等に清掃に関する問合せが増加しています。

適否	清掃実施時期	検査基数					
		令和6年度		令和7年度上半期		令和7年12月末	
		検査基数	構成比	検査基数	構成比	検査基数	構成比
良	1年未満 （1年1ヶ月以内の清掃 予定を含む）	22,159	34.0%	11,755	34.0%	17,770	34.6%
不 可	1年以上2年未満	9,543	14.6%	5,552	16.1%	8,460	16.5%
	2年以上3年未満	4,835	7.4%	3,132	9.1%	4,684	9.1%
	3年以上	16,208	24.8%	12,357	35.8%	17,903	34.9%
	3年以上4年未満	2,468	3.8%	1,474	4.3%	2,266	4.4%
	4年以上5年未満	1,511	2.3%	948	2.7%	1,399	2.7%
	5年以上6年未満	977	1.5%	667	1.9%	984	1.9%
	6年以上7年未満	646	1.0%	429	1.2%	631	1.2%
	7年以上8年未満	411	0.6%	299	0.9%	447	0.9%
	8年以上9年未満	297	0.5%	193	0.6%	297	0.6%
	9年以上10年未満	193	0.3%	141	0.4%	197	0.4%
	10年以上	728	1.1%	466	1.3%	708	1.4%
	実施時期不明	8,977	13.8%	7,740	22.4%	10,974	21.4%
		検査結果書に「3年間 清掃実施が確認できていない」記載			5,799	16.8%	7,905
	検査結果書に「3年間 清掃実施が確認できていない」不記載			1,941	5.6%	3,069	6.0%
	計	30,586	46.9%	21,041	60.9%	31,047	60.5%
	書類検査未実施	12,522	19.2%	1,750	5.1%	2,504	4.9%
	合計	65,267	100%	34,546	100%	51,321	100%

法定検査の現場から ～「不適正」事例の紹介～

●浄化槽法第7条検査で「不適正」となった事例●

令和6年度、1,082基の7条検査を実施。うち38基が「不適正」判定となりました。

「不適正」となった多くの事例は、消毒薬が未開封のままであるなど「保守点検が適切に実施されていないこと」に起因しています。主な事例は、次のとおりです。

- 浄化槽施工業者と保守点検業者が異なり、施工業者から保守点検業者に施工終了の連絡が届いていなかった。
- 浄化槽を建物建設工事より先に設置し、建設工事が長期化。建設工事が終了したものの入居済の連絡が保守点検業者に届かないまま、浄化槽の使用を始めてしまった。
- 保守点検業者から保守点検契約に係る書類等を浄化槽設置者に送ったものの、浄化槽設置者が必要書類を返送することを忘れ、契約締結までの間に法定検査実施期日が到来してしまった。



メーカー出荷時のまま消毒薬が未開封の状態

浄化槽法施行規則第5条第1項では、浄化槽の使用開始の直前に最初の保守点検を行うことが規定されています。

施工業者は、初めて浄化槽を使用される者にとり、適正な浄化槽管理に関する情報を得る最初の窓口となりますので、保守点検・清掃・法定検査について丁寧にご説明いただくようお願いいたします。

●単独処理浄化槽の検査で「不適正」となった事例●

令和7年4月1日から、「環境省関係浄化槽施行規則の一部を改正する省令」が施行され、指定検査機関から行政機関への報告事項に「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が追加され、検査結果書とともに浄化槽内の状況等を撮影した写真を添付し報告しています。

また、法定検査終了後、検査員から浄化槽管理者に「不適正」となった理由を説明し、改善するよう促しています。

単独処理浄化槽の保守点検を実施し、「漏水」が確認された場合、管理士からも浄化槽管理者に、速やかに改善に向けた対応を促していただくようお願いいたします。



接触ばっ気室等の水位が確認できず、「漏水」していることが明らかな状態

浄化槽システムの脱炭素化推進事業の活用事例

令和7年度、長野県内では3件の活用事例がありました。

令和8年度も本事業の継続実施が予定されています。ぜひ本事業をご活用いただき、老朽化した浄化槽や使用実態に即した浄化槽本体の更新時、高効率機器への改修を通じて、脱炭素化社会に向けた取組みをご検討いただきますようお願いいたします。

- 高効率機器（中継ポンプ）に更新 1件
- 使用実態に即した浄化槽（省エネ型）に入替 2件

令和7年度 事業実施・会議等報告

月 日	摘 要	開催地
令和7年 4月15日	市町村生活排水事業担当者会議（オンライン形式）	長野市
4月23日	（一社）全国浄化槽団体連合会第1回評議員会（オンライン形式）	東京都
4月24日	脱炭素化推進事業補助金説明会（オンライン形式）	長野市
5月8日	事業・決算監査	長野市
5月9日	第1回正副会長会	長野市
5月9日	長野県生活排水広報委員会（オンライン形式）	長野市
5月16日	第1回理事会	長野市
5月23日	清掃部会総会	長野市
5月29日	（一社）全国浄化槽団体連合会関東地区協議会幹事会	東京都
6月3日	地域振興局浄化槽事務担当者会議及び実地研修	松本市等
6月12日	定時総会及び会長表彰授与式	長野市
6月12日	臨時理事会	長野市
6月12日	施工部会・保守点検部会合同総会	長野市
6月12日	専門部会連絡会議	長野市
6月18日	浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会総会	東京都
6月20日	第1回検査員会議	長野市
6月25日	（一社）全国浄化槽団体連合会定時総会	東京都
9月10日	浄化槽管理士研修会（オンライン形式）	長野市
9月11日～12日	全浄連関東地区協議会生活排水対策特別研修会	千葉県
10月1日	第39回全国浄化槽大会（環境大臣表彰授賞式）	東京都
10月10日	第1回書記会議	長野市
10月15日～16日	第39回全国浄化槽大会技術研究集会	茨城県
10月22日	第12回浄化槽の清掃に関する検討会	長野市
10月28日	浄化槽トップセミナー新潟	新潟県
10月31日	木曾浄化槽衛生管理組合講習会	木曾町
11月7日	第2回検査員会議	長野市
11月13日～14日	浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会検査員研修会	群馬県
11月21日	第2回正副会長会	長野市
11月25日	木曾浄化槽衛生管理組合講習会	木曾町
11月26日	浄化槽推進議員連盟総会及び浄化槽整備推進議員懇話会総会	東京都
11月27日～28日	浄化槽指定検査機関東海北陸ブロック協議会研修会	静岡県
12月12日	第2回理事会	長野市
12月23日	長野県下水道災害対策検討部会（オンライン形式）	長野市
令和8年 1月16日	浄化槽施工・維持管理講習会（オンライン形式）	長野市
1月30日	第3回正副会長会	長野市
2月13日	第13回浄化槽の清掃に関する検討会	長野市
2月13日	第3回理事会	長野市
2月24日～25日	（一社）全国浄化槽団体連合会事務局長会議	東京都
2月25日	浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議（オンライン形式）	東京都

令和7年度 長野県浄化槽管理士研修会の開催結果概要

開催概要

開催日	令和7年9月10日(水)
開催時間	10時から16時
開催場所	オンライン形式（モニタールームは県庁内）
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「浄化槽に関する施策展開と普及状況について」 長野県 ○「浄化槽法定検査の現状について」 (公社)長野県浄化槽協会 ○「最近の浄化槽の動向と維持管理のポイントについて」 (公財)日本環境整備教育センター
受講者数	125名（内訳：会員108名、非会員17名）

受講者の感想

<清掃実施に係るコメント>

- ・長野県の清掃実施率の低さに驚いた。
清掃実施率の高い県の取組みを知りたい。
- ・清掃実施率が低いことは理解しているが、管理者に年1回の清掃を納得いただくのが難しい。
(高齢者は費用の負担感、少人数使用や別荘のため使用頻度が低いなどが理由)。
- ・清掃の技術上の基準は、数十年前に規定された基準であり、浄化槽の使用状態に応じた基準の改定としても良い時期にきているのではないか。
- ・清掃業者向けにも、清掃業登録の際に受講必須となる研修会を設けてはと感じた。

<浄化槽法に係るコメント>

- ・法規関係と実際の運用との差（特に清掃頻度）をどう埋めていくかが課題と感じた。
- ・浄化槽法改正に当たっては、改正内容についての意見徴収があればと期待している。

<その他>

- ・保守点検実施率、清掃実施率、法定検査受検率、国の動向等、現状の確認ができた。
- ・浄化槽の漏水が増えてきているように感じる。
FRP浄化槽は耐用年数30年であり、耐用年数を経過する浄化槽入替に対する市町村の補助金の検討も必要ではないか。
- ・管理者に法定検査、保守点検、清掃の重要性を伝えていかなければならないと思った。
- ・災害時における保守点検業者の役割や応急処置について考える機会となった。

令和8年度研修会開催案内

日 時：令和8年9月9日(水) 10時から16時

受付期間：令和8年7月15日(水) から 7月24日(金)

受講料：8,000円（長野県浄化槽協会会員の団体・事業者等在籍の浄化槽管理士は5,000円）

申込手続：長野県浄化槽協会ホームページのフォーマットから申込み願います。

令和7年度 浄化槽施工・維持管理講習会の開催結果概要

令和8年1月16日(金)、長野県の後援を得てオンラインによる「浄化槽施工・維持管理講習会」を開催しました(参加者157名(うち行政40名))。

講習会では、公益財団法人日本環境整備教育センター 古市 昌弘 調査役を講師に迎え、清掃実施の重要性、浄化槽の構造に応じた具体的な清掃方法等についての講演があり、長野県内の清掃実施率向上に向けた気運を高める機会となりました。

また、当協会 東城 祐樹 検査員から、自らが実施した法定検査を通じ把握した浄化槽管理者からの声や不適正な管理となっている具体的事例を紹介し、適正な維持管理を促進するためには、本日の講習会に参加した者が連携して取り組むことの重要性を呼びかけました。

講習会は、西澤 正隆 会長、山崎 隆雄 長野県環境部水道・生活排水課長の挨拶に続き、長野県環境部水道・生活排水課 河野 博和 担当係長の講演等以下のとおり実施しました。

1 講習概要

講習内容	講師
最近の浄化槽行政について	長野県環境部水道・生活排水課 担当係長 河野 博和
法定検査の現状について	(公社)長野県浄化槽協会南信支所諏訪分室 検査員 東城 祐樹
適正な維持管理における「清掃」の重要性及び浄化槽のトラブル事例について	(公財)日本環境整備教育センター 調査役 古市 昌弘

2 受講者内訳

所属	事業者	設置者組合	行政		協会職員	合計
			県	市町村		
人数	101名	13名	9名	31名	3名	157名

令和7年度 環境大臣表彰を受賞

浄化槽の日を記念する「第39回全国浄化槽大会」が10月1日、東京都内で開催されました。

全国から多くの関係者が出席する中、功労者表彰が行われ、浄化槽による生活排水の適正処理にご尽力されている 大沢謙一副会長 及び 友野正二副会長 が環境大臣表彰を受賞されました。



令和7年度 公益社団法人長野県浄化槽協会会長表彰受賞者

被表彰者氏名	会員名(推薦団体)
あおき しょうじ 青木 正治	ダイネックス株式会社

公益社団法人長野県浄化槽協会役員等名簿（令和7年度）

（令和7年12月31日現在）

役職名	氏名	所属組合等の名称
顧問	岡田典雄	
同	相原範六	
参与	小林真人	長野県環境部長
会長	西澤正隆	長野県議会議員
副会長	大沢謙一	木曾浄化槽衛生管理組合
同	細川強	諏訪浄化槽衛生管理組合
同	尾沼好博	長野県環境整備事業協同組合
同	友野正二	施工部会
常務理事	荒井孝	公益社団法人長野県浄化槽協会
理事	山崎隆雄	長野県環境部水道・生活排水課
同	春日利夫	佐久市浄化槽協会
同	倉島英美	上田市浄化槽管理組合
同	上沼和則	飯伊浄化槽組合
同	山元秀泰	松本広域浄化槽管理組合
同	竹村武人	大町市浄化槽管理組合
同	町田隆夫	一般社団法人北信広域浄化槽管理組合
同	平林孝保	長野県土地改良事業団体連合会
同	田辺淳	施工部会
同	青木正治	施工部会
同	藤原貴行	保守点検部会
同	森下聖	保守点検部会
同	河野正美	清掃部会
同	酒井悟	清掃部会
同	小林英樹	清掃部会
監事	瀬下一郎	清掃部会
同	山際悟郎	山際悟郎法律事務所

専門部会正副部会長名簿（令和7年度）

（令和7年12月31日現在）

部会名	役職	氏名	会社名
施工部会	部会長	青木正治	ダイネックス(株)
	副部会長	友野正二	協友工業(株)
	〃	鷹野芳正	(株)クリーン長野
	〃	荒井豊久	東京理工器(株)
保守点検部会	部会長	森下聖	(有)望月広衛社
	副部会長	藤原貴行	(株)リバーズライン
	〃	松井薫行	(株)東信公害研究所
清掃部会	〃	篠田明人	神稲建設(株)
	部会長	河野正美	(有)河野商会
	副部会長	堀内健吾	(有)真田清掃社
	〃	成瀬和久	(有)中部巡回社
〃	小林英樹	浅麓工業企業組合	



ワンチーム ワンハート

2025年の印象的な出来事3選は…

1 運命と宿命

「運命と宿命の違いがわかりますか」との問いに某大手放送会社の会長、社長は無言…。昭和20年8月15日「その日」に特攻で出撃予定であった江田島海軍兵学校74期生生誕100年のお祝いの席での白寿を全うされたご遺族代表となる奥様の言葉。

2 予算と権限

「若手にお金と権限を与えて頂ければ、課題はもっと早く解決します」現在の軽井沢の状況を分析し、若い世代を戦略的に呼び込み、そして、定住へと繋げることを考える場での人材紹介・派遣、ITソリューションなどを手掛けるコングロマリット企業に勤務する若手女性社員の意見。

3 TEAM EFFORT (チームの成果)

ドジャースの大谷翔平選手は、ブルワーズとのワールドシリーズ第4戦で圧倒的な活躍によりMVPに輝く。MVPトロフィーには「Shohei Ohtani」の文字はなく、「TEAM EFFORT」と記され、チーム練習が行われるクラブハウスに置かれていた。そして、球史に残るワールドシリーズ第7戦を迎える。中3日で大谷選手がマウンドに立つ。3回裏、4番ビシエツト選手に先制3ランを浴びマウンドを降りる。ブルワーズ勝利かと思われた9回表。2死から9番ロハス選手が「オオタニに繋ぐことだけを考えて打った」と同点本塁打。9回裏、一死1塁2塁の場面で、山本由伸選手投入。延長11回表、スミス選手が勝ち越し本塁打。連投となる山本由伸選手が踏ん張り、ベッツ選手の好守併殺によりドジャースが逆転勝利。試合後、グレーロJr.選手に「全てを出し切って負けた、それが悔しい」と言わしめた。世界から集った超一流選手が一丸となり戦ったライバルドジャース勝利に対するリスペクトの一言。ブルワーズのシュナイダー監督は大谷翔平選手をユニコーン(伝説上の生物:唯一無二のプレイヤー)と表現したものの、当の大谷選手はブレずに「チーム一丸の成果」と至って冷静。

2026年はどのような出来事が…

令和8年度は10年概成最終年度。先の大戦から80年を経て激変する世界の中にあって、日本は災害対策等の国土強靱化は進みつつあるものの、今だに過去を引きずり何が起きてもおかしくない混沌としている。

2月の冬季オリンピック、3月のオールスター競演によるWBC、6月にはサッカーワールドカップが開催される等、チームジャパンとしての活躍が期待されるスポーツ界隈とは裏腹に、少子化で縮む極東の国ジパングは現代版グレートゲームの草刈場とも。中華思想(超限戦)と米国第一主義(西半球重視)の狭間で「経済は中国」、「国防は米国」に依存、そして背後にはロシアの姿を見据えどう動くのか。攻撃的リアリズムという国家存続を国際法に優先する国際秩序に飲み込まれ、李鵬首相が言ったように2030年には滅んでしまうのか。

冒頭の出来事3選からの学びを2026年に活かす…

- 1) 運命は変えられる。自らの意思・努力で創るもの。二十歳の若者が宿命を悟り、運命を切り開きながら一世紀を駆け抜けた人生に敬服。
- 2) 仕事の最終責任は組織である。失敗を恐れず積極的に気概のある若者に権限を委譲できるか。
- 3) どんな立場であっても風通し良く、ワンチームで長野県の健全な水循環環境を再生維持。組織もヒト、迷いや邪念がない健康な状態を保ち、利他自利で信念を貫き、そして一人では不可能であっても関わる全ての人・事に謙虚であれば夢が目標となり目的を達成できるのだと思う。

人口200万人を下回って久しい長野県。ダウンサイジングの水処理計画・保守を「浄化槽ワンチーム」でトップランナーを目指しましょう。

《人間万事塞翁がウマ年のキーワードは…》

中間選挙 選挙区割 経済安保 ドル基軸 希土類

超限戦(他文化強制) 孔子学院 一带一路 アイヌ文化振興法 琉球自治区(-尖閣-台湾-香港-南沙-チベット-ウイグル-南モンゴル-満州)

唯物主義 利>徳 騙すより騙される方が悪い=因果応報・勧善懲悪の通用しない神なき社会

(副会長 尾沼 好博 記)

持続可能な生活排水対策を推進する公式キャラクター



めぐるん

表紙 天竜川（飯田市）



(公社)長野県浄化槽協会

発行 2026年3月
発行人 西澤 正隆

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-234-7637 FAX 026-233-4864